

院内トリージ実施料の取扱いについて

当院では、院内トリージ実施料の届け出を行っており、受診された初診の患者様（救急車等で緊急に搬送された方を除く）に対して、来院後速やかに緊急性について判断をした場合、診療にかかる料金に「院内トリージ実施料」を算定しております。

院内トリージとは、外来で診察を行う患者様に、看護師または医師が症状や経過を確認することで、緊急度・重症度を判断し、より早期に治療を要する患者様から優先して診察する方法です。従って、診察や処置の順番が前後する場合や待ち時間が長くなる場合がありますので、ご了承ください。

令和 7 年 5 月 2 8 日

医療法人社団柏信会

青木病院 病院長